

仕様書

1. 委託事業名

令和8年度中山間地域等直接支払交付金利用促進に向けたコーディネーター派遣事業

2. 事業目的

本事業は、農業生産条件の不利な中山間地域での農用地の維持・管理などの活動を支援する「中山間地域等直接支払交付金制度」について、市町村に地域コーディネーターを派遣し、新たな協定の締結や体制整備単価、その他の加算措置の活用等を推進する。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

4. 事業対象経費

人件費（賃金等）、報償費（謝礼等）、旅費、需用費（消耗品費・燃料費等）、役務費（通信費・運搬費等）、使用料および賃借料（会場使用料・自動車賃借料）、委託料（他の団体等へ委託する場合は事前に協議すること）等を対象とする。

5. 実施市町村

3市町村にて事業を実施予定。また、1市町村あたり2集落程度で実施予定。

6. 業務内容

受託者は協定の会合への参加、役員や住民との対話を通じて、以下の伴走支援を行う。なお、各支援にあたっては、集落が活動を継続できる体制の構築を意識の上、取り組むものとする。

①集落に対する、現状分析、将来ビジョンの作成や集落間での合意形成支援

今後交付金の活用を検討している集落に対して、集落協定作成の協議の場に参加し市町村や集落の代表者と協力しつつ、協定作成にむけた関係者との合意形成を支援する。

②ネットワーク化活動計画策定に向けた支援

ネットワーク化活動計画の作成を検討している集落に対して、集落と集落または多様な組織等をマッチングしネットワーク活動計画の策定を支援する。

③集落の課題を分析したうえで、各種加算措置の獲得に向けた支援

集落の課題を分析し、その集落の課題や要望に対応した加算措置が交付されるよう支援を行う。

④活動休止協定のうち、活動再開可能な集落に対して、活動再開に対する支援

活動を廃止した集落協定のうち、活動の再開を希望する集落の協議に参加し、集落協定再開のための課題や目的等を整理したうえで、協定再開に向けた支援を実施する。

⑤その他の事項

本事業を実施するにあたって、集落との協議等についてどのような手法ですすめていくのか等について具体的な提案を提案書に記載すること。

7. 成果品（報告書）の提出

受託者は、受託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて事業全体の成果品を提出すること。なお、すべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利含む）は、委託者に帰属する。

（1）提出期限：令和9年3月15日（月）

（2）提出先：徳島県農林水産部農山漁村振興課中山間地域振興室

（3）提出物：本事業に関する実施報告書 一式（電子データ及び紙媒体2部）